

① 地元のお店で買い物を！

東近江市三方よし商品券 取扱店を募集

市内中小企業者を支援し、地域経済を循環させるため、東近江市三方よし商品券を10月3日(月)から新たに発売します。

発売に当たり、本商品券が利用できる取扱店を募集します。

市内に店舗または事業所がある店舗面積が1000平方メートルを超えない事業者

時7月1日(金)から随時

① 指定の様式に必要事項を記入の

上、商工労政課に提出

取扱希望事業者向け 説明会を開催します

時①7月19日(火)午前10時30分

②7月30日(土)午前10時30分

③8月4日(木)午後2時

場①能登川コミュニティセンター
学習室1・3

②市役所新館3階313会議室

③湖東コミュニティセンター
大会議室

問 商工労政課

IP 050-5802-9540

FAX 0748-238292

① 子どもたちの成長のために

やまの子キャンプ ボランティアスタッフを募集

市内の小中学生を対象に夏休みに実施する「東近江やまの子キャンプ」で、子どもたちの活動を補助するボランティアスタッフを募集します。

時7月31日(日)～8月4日(木)

各日とも9:00～17:00

※1日単位でも申込みができます。

場愛郷の森キャンプ場(和南町)

対高校生以上で野外活動に興味があり、心身ともに健康な人

※子どもが好きな人大歓迎。経験や資格は問いません。

■内容 イワナ焼き、活動写真撮影、

子どもたちの安全管理など

時7月15日(金)まで

問生涯学習課

IP 050-5801-5672

FAX 0748-24-1375

新型コロナウイルス感染症対策 住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金

■対象世帯

①令和4年6月1日時点で本市に住
民登録があり、世帯全員の令和4
年度の住民税が非課税である世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響
で令和4年1月以降の収入が減少
し、世帯全員が住民税非課税相当
と認められる世帯
※①②ともに、世帯全員が、住民税
が課税されているほかの親族など

に扶養されている場合は、対象外
となります。
※既に本給付金を受給された世帯は
除きます。

■給付額

1世帯当たり10万円(1回限り)

①②の重複受給はできません。

■手続き方法

①に該当する世帯には、7月上旬
から順次、確認書を郵送します。9月
30日(金)までに提出してください。②
に該当する世帯は、申請が必要です。

問生活支援給付金室

IP 0748-24-5639

FAX 0748-24-5693

① あなたの大切な一票を

滋賀県知事 参議院議員 選挙

期日前投票 7月9日(土)まで

投票日 7月10日(日)



■本市で投票できる人

満18歳以上(平成16年7月11日以前生まれ)で、引き続き3カ月以上本市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人。なお、県外へ転出された場合は、滋賀県知事選挙の投票はできません。県内の他市町へ転出された場合は、引き続き県内に住所を有していることが確認できれば投票できます。

■投票所・投票時間

投票日当日は、各世帯に郵送する「投票所入場整理券」に記載された場所で投票してください。投票時間は、7時から20時までです。(鈴鹿の里コミュニティセンター、箕川集会所および君ヶ畑集会所は、19時まで)

■無料送迎タクシー

投票日当日は、自宅から投票所まで無料タクシーで送迎します。車いすのまま乗降できる「車いす対応タクシー」も利用できます。詳しくは、入場整理券に同封のお知らせを確認してください。

■期日前投票

投票日当日に仕事や外出などで投票ができない人は、期日前投票ができます。詳しくは、入場整理券に同封のお知らせを確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関する案内

■療養している人も投票ができます

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設または自宅で療養などを行っている人で、一定の要件に該当する場合は、療養先で郵便などによる投票ができます。

7月6日(木)(必着)までに「特例郵便等投票請求書」を東近江市選挙管理委員会に郵送してください。詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせてください。

■濃厚接触者も投票できます

投票のための外出は、「不要不急の外出」には該当しないとされています。濃厚接触者は、自身の体調や感染防止対策に十分留意して投票所にお越しください。

問東近江市選挙管理委員会

☎0748-24-5564 FAX0748-24-5579

定住移住のための住まいを応援

問住宅課

IP 050-5801-5652 FAX0748-24-5578

住宅取得に関する補助金のお知らせ

令和4年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得する場合に取得費の一部を補助(現金または市が発行する地域商品券)します。
※①～③それぞれに補助対象要件があります。詳しくは、住宅課まで問い合わせてください。

① 市民子育て 住宅取得事業

上限20万円

(補助率5分の1/地域商品券)

◆対象・条件

*令和4年1月1日時点で市内に住
民登録があり、引き続き市内に
居住している40歳未満の人
*中学生以下の子どもがいる世
帯で子どもと同居する人

② Uターン者 住宅取得事業

上限20万円

(補助率5分の1/地域商品券)

◆対象・条件

*令和4年1月1日時点で市外に
住民登録がある人
*過去に市内に居住していた人
または父母もしくは祖父母が
市内に居住している人(義父
母・義祖父母でも可)

③ 市民結婚新生活 支援事業

29歳以下

上限60万円

39歳以下

上限30万円

(補助率10分の10/現金)

◆対象・条件

*交付申請時に夫婦のいずれか
が市内に住民登録があること。
*令和4年1月1日以降に婚姻届
が受理され、婚姻日時点の年
齢が夫婦ともに39歳以下であ
ること。
*世帯所得が400万円未満であ
ること。

■記号の説明・・・時=日時 場=場所 対=対象 定=定員 費=費用

申=申込み 問=問合せ IP=IP電話 FAX=ファクス

